

岩手県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称                | 所在地                 | 廃止年月日       |
|------------------------|---------------------|-------------|
| 西和賀町国民健康保険沢内病院（歯科を除く。） | 和賀郡西和賀町沢内字太田2地割68番地 | 平成26年10月13日 |
| 西和賀町国民健康保険沢内病院（歯科に限る。） | 和賀郡西和賀町沢内字太田2地割68番地 | 〃           |
| 北リアス病院                 | 久慈市門前第1地割151番地1     | 平成26年11月22日 |
| アイン薬局西根店               | 八幡平市大更第24地割1番地118   | 平成26年11月29日 |